

令和7年11月17日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として令和2年2月27日に面会謝絶を決定、以降継続中であること、あわせてこの会議を中止しているため、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
所在地	〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335
開設年月日	平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館)
共同生活住居	平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)
利用定員	
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場 令和7年10月27日13時30分から
当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

委員 ・当ホーム入居者 ・当町健康福祉課
 ・地域住民 ・当町地域包括支援センター
 ・ちどりの会 ・当町社会福祉協議会
 (当町所在、ボランティア団体) ・当ホーム管理者、当社代表者

予定していた議題等

1. 入居者情報（保険者、要介護度等）
2. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについて
3. 日常的な取り組み
4. 次回運営推進会議も中止、資料配布

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	長生郡白子町	茂原市	合計
人数	15	1	1	17
増減				

前回会議時点（8月25日）17

1. 10月12日、当町1名入院
2. 10月17日、当町1名入院
3. 10月20日、当町1名入居
4. 11月6日、当町1名退去（入院中に死亡）のため、1室空室あり。

② 要介護度等～前回当会議開催時とほぼ変化はない。

2. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについて

- (1) 前回会議（10月27日）以降、入居者・役職員に感染発症なし
- (2) クラスタ感染対策
→継続して感染対策の推進
- (3) ワクチン接種
→今後は、その都度、是々非々で検討する
- (4) マスク着用の推奨
→国（厚生労働省）が既に発出の「令和5年3月13日以降のマスクの着用の考え方について」を踏襲
- (5) 制限下における面会、外出の推進
→一律的な面会制限を緩和、防護対策が取られた面会室を活用し、面会交流機会の増大に努める（千葉県補助事業：詳細は令和4年3月28日の運営推進会議資料を参照）
→重症化しにくくなったことで、感染対策と日常生活の推進
→面会時に、面会者のマスク非着用があった場合、面会時にはマスク着用がなければ面会を断念してもらうように勧めると、これまでのところ、全件例外なくマスク着用を了解

3. 日常的な取り組み

新型コロナウイルス感染症流行にともなう事柄をお伝えすることが多く、また、中心にならざるを得ない状況が継続していたところ、その他の当ホームにおける日常的な取り組みを紹介する機会を逸していたことから、紹介をしている。今回は入居者の事例について紹介する。

第12回：生計維持の相談と支援の実例

～数次相続を経て自宅敷地の一部売却、入居費用と手元資金を得た事例～

前回と同様、入居前に生活、起居していた自宅（敷地・家屋）にかかわる事例である。このケースでは当ホーム入居後、自宅の敷地を一部売却することで、その後の入居費用や自宅にて生活をしている当該入居者の家族が必要とする資金をねん出する予定であった。

しかし、話を複雑にしていたのは、当該入居者が入居前に生活、起居していた自宅については、当該入居者が居住していたものであるが、その自宅（敷地・家屋）の相続登記が未了であり、所有権登記名義人は当該入居者から見たとき祖父のままであった。これはいわゆる数次相続と呼ばれるもので、祖父の死亡により開始した相続によって当該入居者の父の1次相続、当該入居者の父の死亡により開始した相続によってこの父の子である当該入居者らの相続を2次相続とし、その手続きを終えておくことが必要であった。

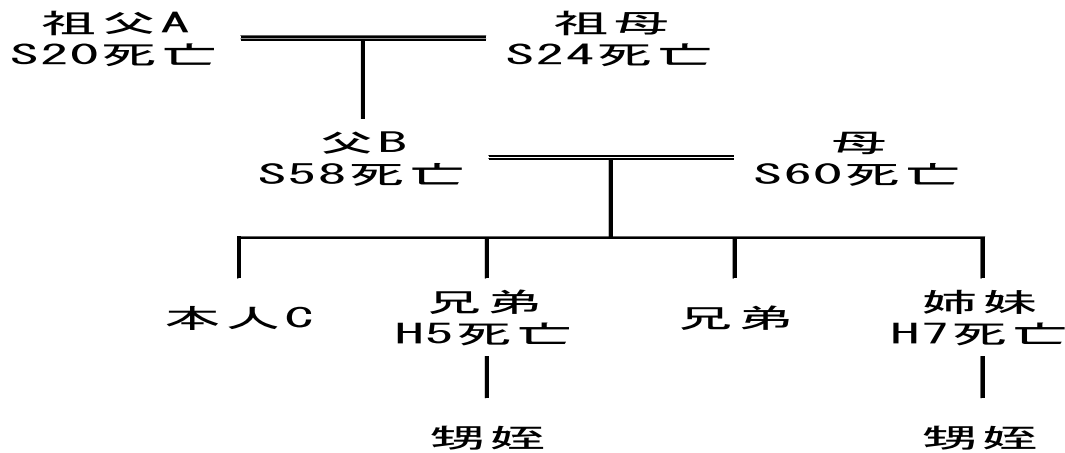
祖父A、父B、当該入居者Cとして説明する。

（1）相続人の特定

調べたところ、Cから見た祖父Aは昭和20年に戦災による死亡していることから、1次相続はCの父Bが旧民法（明治民法）下における家督相続によって全部を相続、父Bは昭和58年に死亡していることから、2次相続として父Bの妻、本人Cと本人の兄弟姉妹が相続人となる。

(2) 相続人らの実際

調べたところ、次のとおりであった。



このことから、実際には、祖父Aの死亡による相続、祖母の死亡による相続、父Bの死亡による相続、母の死亡による相続と、4次にわたって相続をする必要があった。祖父Aの死亡による相続は父Bに全部相続（明治民法による家督相続のため）、父Bの死亡による相続は、父Bが死亡した時点で遺産分割協議が行われていたとしたら、本人Cが妻を得、子をなし、母と同居しており、他の兄弟姉妹との間で実家の跡を取っており、S60年の母の死亡の際には、本人Cを含めて兄弟姉妹間でいわゆる遺産分けをしていることから、本人Cが妻と居住していた自宅（敷地・家屋）については、当然に本人Cに帰属する旨の合意をもって遺産分けしたとされる。実際、聴き取りを本人の妻、本人の兄弟、死亡した兄弟姉妹の生存する配偶者や甥姪に尋ねても、そのとおりの認識であった。

(3) 結末

本事例の場合、相続人が直系卑属にとどまり、また、S58・S60年の父、母の死亡の際の、いわゆる遺産分けの際の合意がそのままに親族関係が良好に継続していることから、祖父A名義の不動産について本人Cに相続を登記原因とする所有権移転登記手続きに際して、遺産分割協議とその書面の調印は円満に解決した。

本人Cの認知機能の低下によって、この相続手続きの一環において、本人Cの権利が十分に守られない可能性がある場合、成年後見制度の利用は論を待たない。

しかし、本人Cが何十年も前から、自宅の敷地の一部を売却して自宅の修繕費用や手元資金として残した意向を示していたこと、この意向について相続人らは何ら異論を差し挟むことはなかったこと、むしろ、相続人らからすると実家として尊重し、実家の長である本人Cを敬い、良好な関係を築いていたこと、未だ、本人Cが短期記憶の機能減退がみられるものの、住所氏名を筆記し、その時点において話を理解していたこと、最寄りの郵便局に手続きに行き問題なく帰宅していたこと、などの事情から、当社当ホームとして成年後見制度の利用を強く勧めることはしなかった。また、本人Cの家族も事前に色々と調べ、相続登記をなすこと、自宅敷地の一部を売却することのみにて成年後見制度の利用は、その入り口における費用負担、本人Cが死亡するまで要する費用を勘案したとき、躊躇せざるを得ないと述べていた。

(4) 教訓

相続登記の義務化、住所変更登記の義務化、所有者不明土地管理制度、相続土地国庫帰属制度、と、近年、相続を巡る動きが続いている。やはり、相続のみならず、例えば転出、転居をともなう異動の際には、不動産の登記は未了であってはならない。この事例は、結果的によかっただけの話であって、例えば、親族関係が調整を必要とするほどの状態であった場合、本人Cと妻、その家族が望む暮らしを実現できたかどうかは不明である。相続人である兄弟姉妹が争い、相続ならぬ争族と揶揄されるほどである。

当ホームがこの件を述べるのはいささか出過ぎたきらいはあるが、人生の晩年において介護施設入居を選択する割合は小さくはなく、その際の費用負担は家庭にとって大きな問題である。

その際、自身が起居、生活をする自宅は、通常、その人かその人の存命の関係者のはずであると考えられる。しかし、このように、郊外においては、その必要性がなかったために、相続登記、いわゆる名義の書き換えが行われずにいるケースも稀ではあるが、けして珍しいことではない。

その原因の一として、相続税の課税対象にならなかったからというのも関係し

ていることと考えられる。昭和58年当時の相続税の基礎控除額が「2千万円＋（4百万円×法定相続人の数）」であった。父Bの死亡時、当ホーム近隣においてこの額を超えることはなかなかなかったと考えられる。この時の基礎控除額の計算は、母と本人Cと兄弟姉妹3名の合計5人であるから、4千万円である。相続財産の額が4千万円を超えなければ相続税の課税対象とはならなかった。（現在の基礎控除額は、「3千万円＋（6百万円×法定相続人の数）」）

4. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、令和7年度運営推進会議、次回、第5回は、12月22日（月）13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先
事業主体) 株式会社 相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之
電話 0475-36-5711



ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子
弊社の詳細は、こちら

QRコード弊社WEBサイト



ワムネット、ゆうなぎ九十九里の評
価掲載当該サイト

QRコードワムネット



ゆうなぎ九十九里、運営推進会議録
掲載サイト（ワムネット、ワムネッ
ト、ゆうなぎ九十九里の評価掲載当
該サイトへのリンクあり）

ゆうなぎ九十九里